

平成 21 年 9 月 24 日

株式会社 証券保管振替機構

「社債等に関する業務規程」等の一部改正等について

1 改正の趣旨

当機構において現在公表している統計について、根拠規定を明らかにし、機構の各業務規程等において統一的な規定の整備を行うため、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）の一部を改正し、短期社債振替制度において、制度利用者の利便性向上を図るため、「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部を改正することとする。

2 改正の概要

(1) 統一的な規定の整備について

統計公表の根拠規定を明らかにするため所要の改正を行う。（規程第 74 条の 2）

(2) 短期社債振替制度における制度利用者の利便性向上を図るための改正について

C P 銘柄情報をデータ形式でダウンロードする機能の提供を開始するため、所要の改正を行う。（手数料規則別表関係）

(3) その他、所要の規定の整備を行う。（規程第 58 条の 68、第 70 条）

3 施行日

平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

以 上